

## 25条 設立の前に・・・

【図表6 発起人と設立時〇〇の業務範囲】

発起人	→ 設立に関する事項一般についての決定をし、執行をする
設立時取締役	<p>→ 法律または定款に定められた事項のみ行うことができる</p> <p>① 設立時取締役（設立する株式会社が監査役設置会社である場合は設立時取締役及び設立時監査役）による設立手続の法令・定款違反等の有無の調査（46・93）</p> <p>② 設立時代表取締役又は設立時代表執行役による設立登記の申請（商登47）</p> <p>③ 設立時代表取締役、設立時委員、設立時執行役、設立時代表執行役の選任・選定・解任・解職（47・48）</p>

## 30条 定款変更できる場合

【図表7 公証人の認証を受けた定款を変更することができる場合【暗記】】

	定款を変更することができる場合（注1）
発起設立	<p>① 変態設立事項についての裁判所の変更決定があった場合（33VII VIII IX）</p> <p>② 発行可能株式総数の定めを設け、又は変更する場合（37 I II）のみに限定されている（注2・3）【平21-27-1】</p>
募集設立	上記①②の場合のほか、創立総会の決議により定款の変更が可能（96）（注4）

（注1） 37条及び96条の規定に基づき定款を変更した場合であっても、その変更につき公証人の認証を受ける必要はない。【平24-27-オ】

（注2）

【平21-27-1】

D社の定款について公証人の認証を受けた後、Bから金銭の出資に代えてBの所有する不動産を出資したい旨の要請があったときは、D社の発起人全員の同意をもって当該定款を変更し、Bの出資に係る財産を当該不動産に変更することができる。

×

（注3） 変更に係る事項を明らかにし、発起人が署名または記名押印した書面に公証人の認証を再度受けたときは、新たな定款が作成されたものとして、設立登記の申請は受理される。

（注4） 募集設立の場合において、募集事項に定めた払込期日又は払込期間の初日の最も早い日以後は、発起人全員の同意によって定款を変更することができないので注意すること（95）。



0001921167988

SU16798

## 31条 備置・閲覧

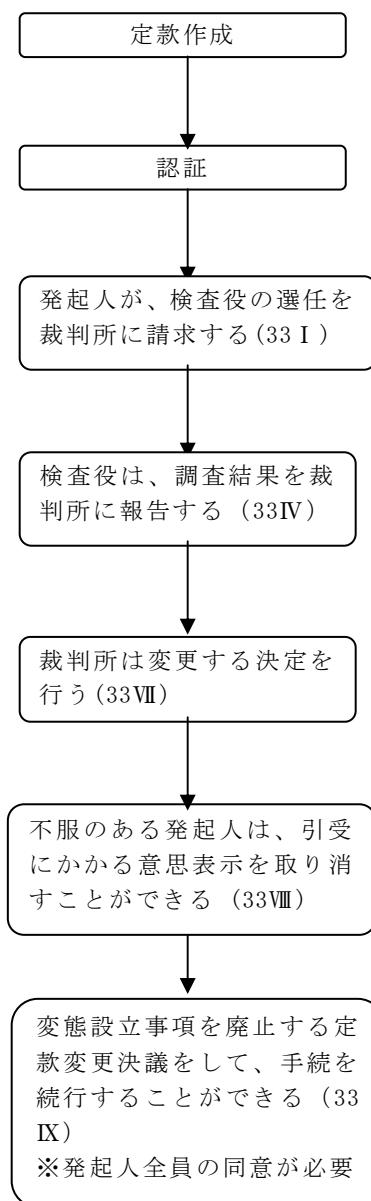
【図表8 備置き・閲覧の横断整理】

	備置場所	備置期間	閲覧等請求権者	
定款 (31・102Ⅰ)	・発起人が定めた場所 ・株式会社の成立後は、本店及び支店	規定なし	・発起人 設立時募集株式の引受け人 ・株式会社の成立後は、株主及び債権者 ・親会社社員	許可必要
創立総会議事録 (81)	・発起人が定めた場所 ・株式会社の成立後は、本店	創立総会の日から 10年間	・設立時株主 ・株式会社の成立後は、株主及び債権者 ・親会社社員	許可必要
株主名簿 (125)	本店	規定なし	・株主及び債権者 ・親会社社員	許可必要
株券喪失登録簿 (231)	株主名簿管理人がある場合にあっては、その営業所		・何人も ※利害関係がある部分に限る	
新株予約権原簿 (252)			・株主及び債権者(注1) ・親会社社員	許可必要
株主総会議事録 (318)	・本店 ・写しを支店に(但、318Ⅲ)	株主総会の日から 本店に10年間 支店に5年間	・株主及び債権者 ・親会社社員	許可必要
取締役会議事録 (371)	本店	取締役会の日から10年間	・株主 ・債権者及び親会社社員	(注2) 許可必要
監査役会議事録 (394)	本店	監査役会の日から 10年間	・株主 ・債権者及び親会社社員	許可必要 許可必要
監査等委員会議事録 (399の11)	本店	監査等委員会の日から 10年間	・株主 ・債権者及び親会社社員	許可必要 許可必要
指名委員会等議事録 (413)	本店	指名委員会等の日から 10年間	・取締役 ・株主 ・債権者及び親会社社員	許可必要 許可必要
社債原簿 (684)	本店 社債原簿管理人がある場合にあっては、その営業所	規定なし	・社債権者その他の法務省令で定めた者 →債権者その他の社債発行会社の債権者並びに株主及び社員(施規167) ・社債発行会社が株式会社である場合における親会社社員	許可必要
社債権者集会議事録 (731)	本店	社債権者集会の日から 10年間	・社債管理者及び社債権者	

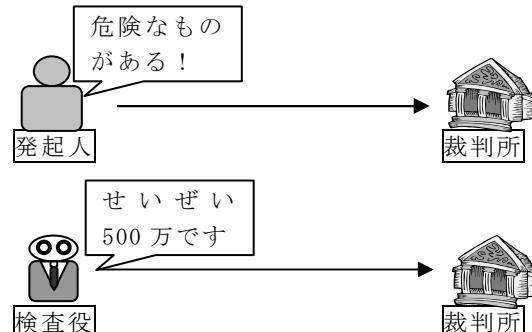
(注1) 「債権者」に新株予約権者は含まれると解されている。[平27-28-オ]

(注2) 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社においては裁判所の許可が必要

## 33条 手続の流れ



**定款**  
第10条  
以下の現物出資をする  
A土地 價格 2,000万円  
以上の定款を認証する  
銀座公証役場 公証人 B



**定款**  
第10条  
以下の現物出資をする  
A土地 價格 2,000万円  
以上の定款を認証する  
銀座公証役場 公証人 B

裁判所: だつたらやめます!

当然に変更

**定款**  
第10条  
以下の現物出資をする  
A土地 價格 2,000万円  
以上の定款を認証する  
銀座公証役場 公証人 B

発起人: 全員の同意

## 40・41条 いいたいこと

40条3項  
41条1項

設立後のルールだけではなく  
設立段階でのルールにもなる。